

2027年（令和9年）福山市二十歳の集い記念品製作業務委託 仕様書

1 業務名

2027年（令和9年）福山市二十歳の集い記念品製作業務

2 委託期間

契約締結から2027年（令和9年）福山市二十歳の集いの終了まで（成果物の納期は別途定める。）

3 業務の目的

福山市二十歳の集いは、次代を担う二十歳の若者が「自ら大人になったことを自覚し、大人の仲間入りをする節目の日を大切にし、その意味を考える」機会とし、また、市民こぞって二十歳の若者をお祝いし激励することを目的としている。

本業務は、福山市二十歳の集いの参加者が、自らの成長を支えてくれた家族、友人、恩師、地域の方などへの感謝や今後の決意を表現するきっかけとなる記念品を製作し、二十歳という人生の節目をより意義深いものとするを目的とする。

また、福山市の魅力や地域資源を活用することで、郷土への愛着と誇りの醸成につなげる。

4 委託業務内容

2027年（令和9年）1月10日（日）に実施される2027年（令和9年）福山市二十歳の集いにおいて、来場した二十歳の若者へ贈る記念品の製作を行うこと。

（1）製作品は、次に掲げるアからウの条件に合致するものとする。

ア 基本コンセプト

参加者自身が使用する、または、参加者自らが感謝や応援、近況報告などのメッセージを、家族・友人・恩師・地域の方など大切な人へ伝えたいというきっかけとなる記念品であること。

伝える方法は手紙、カード、贈答品、その他自由な発想によるものとするが、受け取った人とのコミュニケーションが生まれることを要する。

例) デニムレターセット、ばらの花を模した入浴剤

イ 記念品の包装

製作したものが記念品とわかるように包装を行うこと。

ウ 同封物

発注者が作成するメッセージカードを同封すること。

（2）納品場所・方法

福山市保健福祉局ネウボラ推進部みらい世代育成課へ搬入すること。

(3) 納品期限

2026年(令和8年)12月22日(火)

※納品日の詳細については、別途協議すること。

(4) 数量

2,800個

(5) 成果物に関すること

ア 成果物とは、製作品にメッセージカードが同封され記念品とわかるように包装されたものをいう。

イ 受注者は成果物の納品にあたり、発注者の検査を受ける。

ウ 成果物の検査において修正された箇所は、直ちに訂正する。

エ 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合は、受注者は直ちに成果品の訂正を行う。

オ 本市検査員の検査合格をもって、業務の完了とし、成果品に関しての著作権及び所有権は発注者に帰属する。

5 執行体制

4に掲げる業務内容を遂行するにあたり十分な人員を配置すること。

6 納入物件と納期

(1) 委託業務実施計画書

(2) 記念品

数量及び納期は、4(3)及び(4)のとおり。

(3) 業務完了報告書

7 委託料の支払

発注者は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。

8 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 機密の保持

受注者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講

じなければならない。

10 業務実施上の条件

- (1) 業務の詳細・日程の管理については、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- (4) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。